

発達に特別な支援を必要とする児童の入所について

小学校付設のこども園

※公立・公私連携こども園、天久みらいこども園（3～5歳児）

発達に特別な支援を必要とする児童についても、校区内児童を優先的に受け入れるため校区外の施設を希望する場合は、2次受付でお申込みください。（ただし、1次受付後、定員に余裕がある場合のみ2次受付を実施します。）

受入れには事前に職員配置を整える必要がありますので、発達支援を希望する旨を必ずお申し出ください。

対象児童	次の条件を満たす児童 ① 医師の診断書または意見書（障がいの診断名が記載され、障がいの状況がわかる書類）がある、または療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当、通所受給者証等を取得している
受付方法	P.17～19「申込方法」をご確認ください。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの状況がわかる、診断名が記入された医師の診断書・意見書、もしくは療育手帳、身体障害者手帳、特別児童手当証書のいずれかの写しを申込時にご提出ください。 入園内定後、こども園でも改めて面接を行います。（3、4歳児のみ。5歳児は申込み時に行います。） 障がいの状況、又は、職員の配置等により入園できない場合があります。

【令和2年5月～令和3年3月入園希望の場合】

・入所希望月の申込締切日（P.57参照）までに、必要書類をそろえて窓口にてお申込みください。

保育園等

※保育園（小規模・事業所内を含む）、小学校付設でないこども園（2号・3号）、天久みらいこども園（0～2歳児）

発達支援が必要な児童の受入には事前に職員配置を整える必要があるため、一般申込より先に発達支援希望者のみ受付を行います。

ただし、希望する園に必ず入園できるものではなく、職員の状況や希望者数によって受け入れができない場合がありますのでご了承ください。

※私立こども園（1号）については園での受付になります。直接お問い合わせください。

対象児童	次の条件を満たす児童 ① 保護者が保育を必要とする理由のいずれかに該当している ② 医師の診断書または意見書（障がいの診断名が記載され、障がいの状況がわかる書類）がある、または療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当、通所受給者証等を取得している
提出書類	保育園申込みに必要な書類（P.7～14参照）
受付場所	那覇市こどもみらい課（那覇市役所本庁舎3階 49番窓口）
受付期間	4月入園希望 令和元年11月1日（金） ～ 11月29日（金）
受付時間	平日 8時30分～17時15分まで
面談会日時・場所	令和元年12月19日（木） セルラースタジアム1階会議室 （那覇市発達支援保育事業実施要項に基づき、児童との面談を行います） ※時間帯につきましては、申込み後に調整を致します。
内定時期	令和2年2月中旬（予定）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの状況がわかる、診断名が記入された医師の診断書・意見書、もしくは療育手帳、身体障害者手帳、特別児童手当証書のいずれかの写しを申込時にご提出ください。 入所内定後、保育園でも改めて面接を行います。 障がいの状況、又は、職員の配置等により入園できない場合があります。

【令和2年5月～令和3年3月入園希望の場合】

・入所希望月の申込締切日（P.58）までに、必要書類をそろえて窓口にてお申込みください。